

千葉県初！令和1号！全国20番目！

# 適格消費者団体認定 記念シンポジウム

2019年6月6日に千葉県では初めての適格消費者団体に認定されました。  
今後は消費者にとって不当な勧誘行為、不当な契約条項、不当な広告・表示の差止請求権を行使することが可能となりました。

2019年  
9/29 日  
13:30~16:00

(受付 13:00~)

終了後茶話会を実施いたします。参加自由



参加  
無料

場所

千葉県弁護士会館3階講堂

活動  
報告

申し入れ事例の報告

記念  
講演

「地域に根差した適格消費者団体の活動」(仮)

講師 池本誠司 氏

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
埼玉消費者被害をなくす会理事長

申込  
方法

本チラシ裏面を参照の上、FAXまたはメールでお申し込み下さい。  
申込締切 2019年9月20日(土)

主  
催



内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば

千葉県千葉市中央区4-13-10 千葉県教育会館5F

# 適格消費者団体 認定記念シンポジウム 参加申込書

申込締切 2019年9月20日(土)

## 主催・問合せ先・申込先



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人

### 消費者市民サポートちば

〒206-0013 千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館5F  
TEL:043-239-6037

FAX:043-239-6038

Eメール:info@sapochiba.com

(ふりがな)		所 属 (団体・法人等)	
お 名 前			
ご 住 所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

\*取得した個人情報については、本シンポジウム以外の目的で利用することはありません。

千葉県弁護士会館 案内図  
千葉市中央区中央4丁目13番9号

- ・JR千葉駅から徒歩約15分
- ・京成千葉中央駅から徒歩約7分
- ・千葉都市モノレール  
県庁前駅から徒歩約3分

